

## 第1回新ごみ処理施設整備推進懇話会次第

令和2年7月30日(木)

午後6時00分～

笠原公民館 講座室A・B

1 開 会

2 あいさつ

3 懇談内容

(1) 本市の今後の取り組みについて

(2) その他

4 閉 会

資料1 新ごみ処理施設整備推進懇話会委員名簿

資料2 新ごみ処理施設整備推進懇話会設置要綱

資料3 懇話会傍聴規程(素案)

資料4 傍聴人受付表(素案)

新ごみ処理施設整備推進懇話会設置要綱

(設置)

第 1 条 新ごみ処理施設の整備に向け、市が新ごみ処理施設の建設を検討している郷地地区及び安養寺地区の住民の意見を聴くため、新ごみ処理施設整備推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 懇話会は、次に掲げる事項について意見交換を行う。

- (1) 新ごみ処理施設の整備に関すること。
- (2) 地域環境の保全及び公害防止対策に関すること。
- (3) その他新ごみ処理施設に関し必要な事項に関すること。

(構成)

第 3 条 懇話会は、委員 15 人以内をもって構成する。

2 委員は、別表に掲げる自治会から推薦のあった者その他市長が必要と認める者とする。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(懇話会)

第 5 条 懇話会は、市長が招集する。

2 懇話会の司会進行は、環境課長が行う。ただし、環境課長が出席できないときは、あらかじめ環境課長が指名する者が行う。

(謝礼)

第 6 条 委員への謝礼は、1 回の会議につき 2,000 円とする。

(庶務)

第 7 条 懇話会の庶務は、環境経済部環境課において処理する。

(その他)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

小宮自治会	下郷地自治会	郷地第1自治会	郷地第2自治会	郷地第3自治会	郷地第4自治会	安養寺下自治会	安養寺中自治会	安養寺上自治会	郷地住宅自治会
-------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

## 新ごみ処理施設整備推進懇話会傍聴規程（素案）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、新ごみ処理施設整備推進懇話会（以下「懇話会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の手続）

第 2 条 懇話会を傍聴しようとする者は、自己の住所及び氏名を傍聴人受付票に記入しなければならない。

（傍聴人の定員）

第 3 条 傍聴人の定員は、5 人とする。

（傍聴の抽選）

第 4 条 会議開始 10 分前までに傍聴人が定員を超える場合は、抽選を行い、傍聴人を決定するものとする。

（傍聴席への入場禁止）

第 5 条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められる者
- (3) その他傍聴を不適當と認める者

（傍聴人の禁止行為）

第 6 条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話、拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙を行うこと。
- (5) 帽子をかぶること。
- (6) 携帯電話を使用すること。
- (7) 傍聴席において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等を行うこと。ただし、職員の許可を受けた場合は、この限りでない。

(8) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為  
をすること。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(職員の指示)

第8条 この規程に定めるもののほか、傍聴人は、職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人がこの規程に違反するときは、職員はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規程は、令和2年 月 日から施行する。

## 新ごみ処理施設整備推進懇話会 傍聴人受付票（素案）

令和 年 月 日

住 所

ふりがな  
氏 名

※ご記入後、本懇話会事務局職員にお渡してください。

次の注意事項に同意し、会議を傍聴いたします。

切り取り線

### 傍聴に関する注意事項（素案）

- ◆ 次のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができません。
  - ・ 酒気を帯びていると認められる者
  - ・ 会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められる者
  - ・ その他傍聴を不適當と認める者
  
- ◆ 傍聴人は、次の行為をしてはならない。
  - ・ みだりに傍聴席を離れること。
  - ・ 私語、談話、又は拍手等を行うこと。
  - ・ 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
  - ・ 飲食又は喫煙を行うこと。
  - ・ 帽子をかぶること。
  - ・ 携帯電話を使用すること。
  - ・ 傍聴席において、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等を行うこと（職員の許可を受けた場合は、この限りでない）。
  - ・ その他会議の妨害となるような行為を行うこと。
  
- ◆ その他
  - ・ 新型コロナウイルス感染症予防対策としてマスクを着用すること。